○経済産業省令第六十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（器差及び検定公差） **第十六条**　特定計量器の器差は、計量値から真実の値（基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値（器差のある基準器にあっては、器差の補正を行った後の値）をいう。ただし、積算熱量計にあっては日本工業規格B七五五〇（二〇一七）積算熱量計附属書のJA・六・三に規定する方法により算出する値をいう。以下同じ。）を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいうものとし、検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用するものとする。 2　［略］	（器差及び検定公差） **第十六条**　特定計量器の器差は、計量値から真実の値（基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値（器差のある基準器にあっては、器差の補正を行った後の値）をいう。ただし、積算熱量計にあっては日本工業規格B七五五〇（二〇一〇）積算熱量計附属書のJA・六・二に規定する方法により算出する値をいう。以下同じ。）を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいうものとし、検定公差は、タクシーメーターにあっては器差に、その他の特定計量器にあっては器差の絶対値に適用するものとする。 2　［略］
第六百十九条　削除	（積算熱量計の種類） **第六百十九条**　積算熱量計の種類は、次のとおりとする。 一　器差試験及び器差検定のときに体積計量部及び感温部付演算部が分離できないもの（以下「一体形積算熱量計」という。） 二　器差試験及び器差検定のときに体積計量部及び感温部付演算部が分離できるもの（以下「分離形積算熱量計」という。）
（表記） **第六百二十条**　積算熱量計の表記事項は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（表記） **第六百二十条**　積算熱量計の表記事項は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（性能） **第六百二十一条**　積算熱量計の性能は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（性能） **第六百二十一条**　積算熱量計の性能は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（検定公差） **第六百三十七条**　積算熱量計の検定公差は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（検定公差） **第六百三十七条**　積算熱量計の検定公差は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（構造検定の方法） **第六百三十八条**　積算熱量計の構造検定の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（構造検定の方法） **第六百三十八条**　積算熱量計の構造検定の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（器差検定の方法） **第六百四十四条**　積算熱量計の器差検定の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（器差検定の方法） **第六百四十四条**　積算熱量計の器差検定の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（性能に係る技術上の基準） **第六百四十九条**　積算熱量計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（性能に係る技術上の基準） **第六百四十九条**　積算熱量計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（使用公差） **第六百五十条**　積算熱量計の使用公差は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（使用公差） **第六百五十条**　積算熱量計の使用公差は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（性能に関する検査の方法） **第六百五十一条**　積算熱量計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（性能に関する検査の方法） **第六百五十一条**　積算熱量計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
（器差検査の方法） **第六百五十二条**　積算熱量計の器差検査の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一七）附属書による。	（器差検査の方法） **第六百五十二条**　積算熱量計の器差検査の方法は、日本工業規格B七五五〇（二〇一四）附属書による。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。